

弁理士制度小委員会の当面の検討事項について

平成 29 年 10 月
特 許 庁

1. 背景・検討事項

第四次産業革命とも称される近時の技術革新に伴い、各企業には、知的財産に標準化とデータとを組み合わせた三次元の複合戦略の策定・実行が求められている。

このような中、自社内の知的財産部門の機能を活かし、標準化やデータについても知的財産部門に関与させるという動きも現れており、知的財産に関する専門家である弁理士に標準化やデータの利活用に関する業務に関与させることに対する期待が高まっている。

このため、政府としても、知的財産推進計画 2017（本年 5 月）において、「弁理士業務としての標準関連業務への関与の役割の明確化の検討を行う」ことを盛り込むとともに、未来投資戦略 2017（本年 6 月 9 日閣議決定）において、「データの不正な取得・使用・提供の禁止、（中略）知財と標準に関わる弁理士の役割等に関し、次期通常国会での法案提出を含め、必要な措置を講ずる」こととしたところである。

そこで、弁理士制度小委員会においては、当面の間、標準関連業務及びデータ関連業務への弁理士の関与の在り方並びに弁理士がこれら業務を含むコンサルティング業務を適切に行うに当たっての中小企業への支援活動や報酬体系の在り方について検討を行う。

2. 今後の予定・議題

- 第 10 回（10 月 20 日（金）10 時 00 分開会）
 - ・ 標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について
- 第 11 回
 - ・ データに係る業務への弁理士の関与の在り方について
 - ※ 産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会における検討の状況による。
- 第 12 回
 - ・ 弁理士による中小企業支援と報酬体系の在り方について
 - ・ 弁理士制度小委員会報告書（案）について
- 第 13 回
 - ・ パブリックコメントの反映
 - ・ 弁理士制度小委員会報告書（案）について

（以上）

<参考>

○ 知的財産推進計画 2017（知的財産戦略本部、平成 29 年 5 月）

1. 第 4 次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築

3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進

（2）今後取り組むべき施策

①企業・業界における標準化戦略の強化

《産官学をあげた標準化人材育成の強化》

（標準化人材の育成強化）

- ・ 2017 年 1 月に策定された「標準化人材を育成する 3 つのアクションプラン」等に基づいて、標準化専門家、経営層及び標準化を支える弁理士などの専門人材からなる標準化人材を産学官で育成する。（中略）
- ・ 弁理士業務としての標準関連業務への関与の役割の明確化の検討を行う。

○ 未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—（閣議決定、平成 29 年 6 月）

第 2 具体的施策

II Society 5.0 に向けた横割課題

A. 価値の源泉の創出

2. 知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保

（2）新たに講ずべき具体的施策

i) 第 4 次産業革命に対応した知財・標準化戦略

- ・（中略）また、データの不正な取得・使用・提供の禁止、知財の利害関係を調整する裁判外紛争解決手続（ADR）制度の創設、知財訴訟の証拠収集手続の強化、知財と標準に関わる弁理士の役割等に関し、次期通常国会での法案提出を含め、必要な措置を講ずる。さらに、データの利用権限に関する契約ガイドライン等の整備やデータ流通基盤構築の支援、IoT 関連発明等に適切に対応する審査体制の整備・強化、AI の生成過程・生成物に関する知財制度上の整理等を進める。